

お客様各位

さわやかな季節となりました。

今年は春になってから寒暖の差が激しく体調を崩していらっしゃる方が多いように思いますが、皆様お元気でお過ごしでしょうか？

先日、安倍首相が「すべての上場企業に対して女性を役員とするように」と要請しました。

日本では他の国に比べて、結婚や出産で仕事を一旦辞めてしまう人が多く、その背景には、働く環境の整備の遅れが考えられると思います。

能力があって頑張っている女性に対して、

男性と同様に役員登用のチャンスを与えることはとても良いことだと思いますが、

家事と育児と仕事の板挟みになっている女性に対して

さらに役員を強制するようなことになれば、

なおさら女性が仕事を続けることが難しくなってしまうのではないのでしょうか？

管理職に就くために、子どもを産むことを諦めてしまうようなことがないような

社会の環境作りを同時に進めていくべきではないのでしょうか。

男性でも女性でも関係なく、公平に評価される社会、

自分自身のライフスタイルに合った働き方を選ぶことができる社会が

本当の機会均等ではないかと思います。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 5 月号

I N D E X

- 1 . 【経営情報】 [「交際費」と「会議費」](#)
- 2 . 【会計税務】 [雇用促進税制とその利用実績](#)
- 3 . 【ヒント・ヒント】 [イタリア](#)

4. 【お役立ち情報】 経営体力診断のご提案

1. 【経営情報】「交際費」と「会議費」

今回は交際費について見ていきます。その中でもよく質問され混同しやすい会議費についてご説明いたします。

まず、交際費とは何かといいますと、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出する費用をいいます。

よって皆さんが取引先の方と飲食をしたときにかかる費用は交際費になるのです。

しかし、「会議費」だって取引先との飲食が含まれるのだから、取引先との飲食は「会議費」にしても良いのでは、と質問されることがあります。

ではここで「会議費」と判断することができるいくつかの要件があります。

国税庁のHPより租税特別措置法関係通達を見てみると以下の通りです。

（会議に関連して通常要する費用の例示）

61 の 4(1) - 21 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第 37 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当するものとする。

（昭 54 年直法 2 - 31「十九」、平 6 年課法 2 - 5「三十一」、平 19 年課法 2 - 3「三十七」により改正）

（注）

- 1 会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。
- 2 本文の取扱いは、その 1 人当たりの費用の金額が措置法令第 37 条の 5 第 1 項に定める金額を超える場合であっても、適用があることに留意する。

この通達をまとめてみると

1. 会議の内容
2. 会議の場所
3. 飲食物の金額の範囲
4. 会議に関連しての供与

上記のなどが要件として挙げられます。

1. ですが、まず会議そのものが行われたかは「会議費」になるかの前提となります。当然のことながら必要条件になります。

2.の場所も重要となります。通常会議を行う場所とありますので、一般的に考えられるのは会議室等です。それから喫茶店やレストランなども考えられる場所ですので、こちらも場所の問題はクリアされると思います。ただし、バーやお酒の提供される場所は通常会議を行う場所という要件から外れる可能性が大きいでしょう。

3.の金額の範囲ですが、会議で通常要する費用で昼食程度を超えない飲食物等とありますから、一般的に考えてみると3,000円~5,000円の範疇が通常供与される昼食程度となると考えられます。これを踏まえると、コース料理等の1人10,000円のコースが「会議費」になるかということこれは要件から外れてしまう可能性が大きいでしょう。

4.の要件は当然のことながら会議の関連していなければなりませんのでこちらも前提となります。

1~4が主な要件となりますが、実態としてはそのケースによって考えていかなければならないでしょう。3.の金額も5,000円を超えたから全て「会議費」として認められないのかということそういうのではなく、客観的に見て判断されると良いでしょう。

よく質問される内容であった飲食にかかるものは全て「交際費」なのかどうかは、内容によっては「会議費」になる費用があるということがお分かりいただけたかと思います。

2.【会計税務】雇用促進税制とその利用実績

一定の要件全てを満たし人員増員を行った企業に対しての雇用促進税制は、1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度です。

この制度がどの位の利用割合かの報告は先般より導入されている租税透明化法による適用額明細書による適用実態調査の結果で明らかになっています。以下、制度の概要と適用件数等とを。

・制度適用の要件

- 1.前期もしくは当期に事業主都合による離職者がいないこと
- 2.基準となる従業員が5人以上（中小企業は2人以上）であること
- 3.全従業員の10%以上の増員であること
- 4.給与の支給額が比較給与支給額以上であること
- 5.雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っていること

・税額控除限度額

この控除限度額は基準従業員に20万円を掛けた金額になります。ただし、税額控除限度額が事業年度の法人税額の10%（中小企業は20%）相当を超える場合は、その相当額が限度額となります。

なお、平成25年度税制改正の大綱では、この雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数1人当たり20万円から40万円へ引き上げることが記載されています。

・留意点

この制度の適用件数は平成24年3月期決算までの1年間で1313件、適用総額は21億円となって

います。また、利用度合いの高い法人を業種別にみてみますと、サービス業が49.1%、小売業が9.7%、運輸通信公益業が6.7%となっています。

また、この制度でいう従業員には、役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除く、いわゆる法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者である人を指しますので、その範囲を間違わないようにして下さい。

3.【ヒント・ヒント】 イタリア

戦後、日本はアメリカを手本にしてきた。イタリアは機能の追求よりも個性的なものを生み出してきた。「アルカンターラ」は高級カーパニング材で、ベンツやBMWに採用されている。これは東レの人工皮革・エクセーヌでヨーロッパの販売戦略をイタリア人に任せたもの。彼らは素材の美しさを褒め、中・上流層向けに、日本では1平方メートル当たり2千円のを5千円で売ることに成功した。

4～5年後、売れ行きが停滞し、値下げを迫る東レ本社に、高価格と客層は維持しながら新しい用途を開発するとして、美を全面に出し、家具と自動車の内装で2度目のブームを巻き起こした。案外参考になる国イタリアです。

月刊石垣所載。

4.【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1.経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2.マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

